同原中	大字野崎字
同堀込	大字野崎字
同横頭	大字野崎字
同長五郎	大字野崎字
同大塚	大字野崎字
同芋ヶ迫	大字新富字
同小原	大字新富字

番二、二〇二三番一、二〇二四番一、二〇二二番三、二〇二五番一、二〇二六番、二〇二八番三、二〇二九番、二〇三〇番、二〇三一番、二〇三二番、二〇三三番一、二〇三四番一、二〇三五番三、二〇三八番、二〇三九番、二〇四〇番、二〇四五番、二〇四六番、二〇四七番、二〇四九番、二〇五一番、二〇五二番一、二〇五四番、二〇五六番、二〇五九番一、二〇六〇番、二〇六一番一、二〇六二番、二〇六三番、二〇六四番、二〇六五番、二〇六六番、二〇六七番、二〇六八番、二〇六九番一、二〇七〇番一、二〇七一番二、二〇七四番、二〇七八番一

二一〇三番、二一一〇五番、二一一二番、二一一三番二、二一一四番、二一一五番二、二一一六番一、二一一七番、二一一八番、二一二〇番、二一二一番、二一二二番、二一二三番一、二一二七番、二一三二番、二一三三番一、二一三六番、二一三八番

二一四〇番、二一四一番、二一四三番、二一四四番、二一四五番、二一四六番一、二一四七番一、二一四九番一、二一五〇番一、二一五二番一、二一五二番三、二一五二番四、二一五二番五、二一五二番六、二一五三番、二一五四番、二一五五番、二一五七番、二一五八番、二一六〇番、二一六一番、二一六二番、二一六三番四、二一六四番

二一七番、二二一番一、二二一九番、二二二〇番、二二二一番、二二二二番一

二二二三番、二二二四番一、二二二五番、二二二六番、二二三六番一、二二三七番一、二二三七番三、二二三九番、二二四一番一、二二四一番六、二二四一番一〇、二二四二番二、二二四三番

七五七〇番、七五七四番一、七五七四番二、七五七五番二、七五七五番、七五七六番、七五七七番一、七五八〇番、七五八一番、七五八二番、七五八三番、七六〇七番、七六〇八番、七六一四番三

七五七五番二、七五六二番二、七五六四番一、七五六五番二

二二一七番、二二一九番一、二二二〇番、二二二一番、二二二二番一

二二二三番、二二二四番一、二二二五番、二二二六番、二二三六番一、二二三七番一、二二四一番一、二二四一番六、二二四一番一〇、二二四二番二、二二四三番

七五七〇番、七五七四番一、七五七四番二、七五七五番二、七五七五番、七五七六番、七五七七番一、七五八〇番、七五八一番、七五八二番、七五八三番、七六〇七番、七六〇八番、七六一四番三

七五七五番二、七五六二番二、七五六四番一、七五六五番二

二二一七番、二二一九番一、二二二〇番、二二二一番、二二二二番一

二二二三番、二二二四番一、二二二五番、二二二六番、二二三六番一、二二三七番一、二二四一番一、二二四一番六、二二四一番一〇、二二四二番二、二二四三番

七五七〇番、七五七四番一、七五七四番二、七五七五番二、七五七五番、七五七六番、七五七七番一、七五八〇番、七五八一番、七五八二番、七五八三番、七六〇七番、七六〇八番、七六一四番三

○文部科学省告示第百四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域
ピリカノカ	平成二十一年文部科学省告示第百二十九号、平成二十二年文部科学省告示第百十三号、平成二十四年文部科学省告示第百十四号、平成二十五年文部科学省告示第百十七号	幌尻岳（ポロシリ）	日高森林計画区第一二四三林班ろ林小班、同第一一四三林班ロ林小班、同第一一四三林班ハ林小班、同第一一四三林班ニ林小班、同第一一四三林班ホ林小班
九度山（クトウンヌプリ）	平成二十一年文部科学省告示第百十四号、平成二十二年文部科学省告示第百十七号	北海道沙流郡平取町	
黄金山（ピンネタルシペ）	平成二十二年文部科学省告示第二十一号、平成二十四年文部科学省告示第百十二号	同新冠郡新冠町	同第一〇八一林班イ林小班、同第一〇八一林班ロ林小班、同第一〇八一林班は林小班、同第一〇八一林班ニ林小班、同第一〇八一林班ホ林小班、同第一〇八二林班イ林小班、同第一〇八二林班ロ林小班、同第一〇八二林班ハ林小班、同第一〇八三林班イ林小班、同第一〇八三林班ロ林小班、同第一〇八三林班ハ林小班、同第一〇八三林班ニ林小班
神威岬（カムイエトゥ）	平成二十五年文部科学省告示第百二十九号		
襟裳岬（オンネルエンルム）	平成二十四年文部科学省告示第百十三号		
瞰望岩（イシンカルシ）	平成二十四年文部科学省告示第百十八号		
カムイチャシ	平成二十四年文部科学省告示第百十八号		
絵鞆半島外海岸	平成二十四年文部科学省告示第百十八号		
十勝幌尻岳（ポロシリ）	平成二十四年文部科学省告示第百十八号		

下欄 名称	下欄
ピリカノカ	指宿橋牟礼川遺跡
九度山（クトウンヌプリ）	大和井
黄金山（ピンネタルシペ）	大正十三年内務省告示第百七十七号、平成八年文部省告示第四十六号、平成十二年文部省告示百四十六号及び平成十七年文部科学省告示第二十八号
神威岬（カムイエトゥ）	平成四年文部省告示第百十七号
襟裳岬（オンネルエンルム）	
瞰望岩（イシンカルシ）	鹿児島県指宿市十二町字橋牟礼
カムイチャシ	沖縄県宮古島市平良字西仲宗根
絵鞆半島外海岸	二三一九番一
十勝幌尻岳（ポロシリ）	三五一番、三五五番一のうち実測二三三・二六平方メートル、三五五番二、三五五番三、三五五番六、三五五番七のうち実測一一・一七平方メートル、三五五番九のうち実測四四・七四平方メートル、三五七番、三五八番、三五九番 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び宮古島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。